

国際課税のケース・スタディ

賦課期日を超えて短期滞在した個人の住民税の取扱いについて

税理士 高山 政信

〔事例〕

日本国籍を有するAは、ニューヨークにある投資会社B社を勤続20年の後、昨年の12月に退職して帰国した。Aは、日本での就職先を探していたが見つからず、今年の3月になってシンガポールのC社に就職することとなり、4月からシンガポールの会社で勤務している。

Aは帰国とともに、両親が居住するところへ住民登録をしたが、3月末に住所をシンガポールに移すためその住民登録を外したものである。

この場合、1月1日現在住民票が国内にあることから、本年度の住民税が課税されることになるのか。

なお、Aは、B社に勤務していた期間中、B社の日本子会社に出向して10年間日本で勤務していたことから、B社から受領した退職手当等のうち、国内源泉所得に該当する部分について本年の3月に所得税の確定申告をしている。また、家族は子供の学校の関係で、妻子とも引き続き米国に居住している。

〔ポイント〕

個人の住民税の課税関係である。住民税は、その年の1月1日に国内に居住している者が課税されることとされることから、就職先が見つからない状態で帰国して、帰国後1年を経たないうちに出国した者の住民税の課税関係を、「外国人等に対する個人の住民税の取扱いについて」(昭和41年5月31日自治府第54号、以下「通達」という。)に沿って検討する。

〔検討〕

1 通達の趣旨

この通達は、新たに地方税法の施行地（以下「法施行地」という。）に居住することとなった個人、法施行地に住所を有しない個人で法施行地に事務所、事業所又は家屋敷を有するもの及び法施行地に居住しないこととなった個人（国籍のいかんを問わない。以下「外国人等」という。）に対する個人の道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税（以下「個人の住民税」という。）の課税上の取扱いを定めるものである（通達1）。

したがって、この通達にいう外国人等とは、国籍のいかんを問ないのであるから、日本国民のうち法施行地外に居住していた者で帰国して法施行地に居住することとなったもの及び日本国民のうち法施行地に住所を有しない者で、法施行地に事務所、事業所又は家屋敷を有するものも含まれることになる（通達2）。

この通達の適用については、外国人ではなく、日本国籍を有する者の出入国に関して適用例が多いことになりそうである。

本事例のAは、この通達が適用される者になる。

2 新たに法施行地に居住することとなった外国人等の納税義務

新たに法施行地に居住することとなった外国人等に係る個人の住民税の納税義務の範囲については、次によることとされている（通達3）。

「(1) 個人の住民税の賦課期日（1月1日）まで引続いて1年以上法施行地に居住している外国人等については、賦課期日現在の居住地に住所があるものとして、均等割及び所得割を課する。

(2) 賦課期日までの法施行地における居住期間が1年未満の外国人等であっても、賦課期日現在において、次の各号の一に該当する場合には、賦課期日現在の居住地に住所があるものと推定して、均等割及び所得割を課する。

ア 当該外国人等が、入国後継続して1年以上法施行地に居住することを通常必要とする職業を有する場合

イ 当該外国人等が日本国民であり、又は出入国管理令（昭和26年政令第319号）第4条第5項の規定による永住の許可を受けている場合で、その者が法施行地に生計を一にする配偶者その他の親族を有すること、その他その者の職業、資産の有無等の状況からして、入国後継続して1年以上法施行地に居住すると認められる場合

なお、通達の3(2)により住所があるものと推定された外国人等と生計を一にする配偶者その他その者の扶養する親族が法施行地に居住する場合には、これらの者も法施行地に住所があるものと推定して取り扱うこととされている（通達4）。

さらに、通達の3(1)にいう「引続いて1年以上法施行地に居住している」とは、入国後継続して1年以上法施行地に滞在している事実があれば足り、固定して一定場所において起居しているかどうかを問わない。したがって、入国後、法施行地内を転々と移動している者であっても、1年以上法施行地に滞在している場合には、個人の住民税の納稅義務があることとされている。この場合に、最初の入国後1年の期間内にさらに出入国した者については、その期間、目的、出国中の居住状況等から単に旅行にすぎないと認められる場合には、その出国期間も含めて入国後1年以上法施行地に滞在しているものとされている（通達5なお書き）。

そして、通達の3(1)に該当する外国人等が賦課期日後に出国した場合においても、その納稅義務は消滅しないこととされている。

通達の3(2)による住所の推定の取扱いについては、所得税においても国内に住所を有するかどうかについて同様の推定をすることとされているので、原則として、その取扱いと一致させることが適当であるとされている（通達7）。

事例の場合、推定規定が働くかどうかであるが、字義どおり解釈すると、Aは、国内に就職先が確定しないまま入国し、そのまま一度も就職することなく出国しており、家族の状況から判断しても、推定規定が適用されない者ということとなろう。

3 入国後1年以内に出国した場合の取扱い

通達の3(2)に該当する外国人等が、その推定に反して、入国後1年以内に出国（通達5なお書きに該当する出国は除く。）した場合には、個人の住民税の納稅義務は、賦課期日にさかのぼって生じなかったものとする（通達8）。

そもそも住所の推定に反する事が生じた場合であり、推定規定である以上、現実の事実に基づいて課税関税を正しいものとするものといえる。

4 住所を有しない外国人等の納稅義務

法施行地に住所を有しない外国人等が、賦課期日現在において、法施行地に事務所、事業所又は家屋敷を有する場合においては、その所在する地方団体において、均等割を課する。この場合においては、地方税法24条の5第1項（個人の道府県民税の非課税の範囲）及び295条1項（個人の市町村民税の非課税の範囲）の規定による措置は適用されないこととされている（通達9）。

5 出国した者の納稅義務

法施行地に居住していた者が、出国により賦課期日現在において法施行地に住所を有しない

場合においては、通達9に該当する場合を除き、個人の住民税の納稅義務は有しない（通達10）。

通達10の場合において、「法施行地に住所を有しない」かどうかは、もとより実質的に判断すべきであるから、たまたま出国した者であっても、その者の出国の期間、目的、出国中の居住の状況等から単に旅行にすぎないと認められる場合には、その出国中であっても、その出国前の住所があるものとして取り扱うべきであるが、賦課期日現在において法施行地に住所を有するかどうかについて明らかでない者が、次の一に該当するときは、法施行地に住所を有しないものと推定して差し支えないとされている（通達11）。

この場合において、法施行地に住所を有しないものと推定された者と生計を一にする配偶者その他その者の扶養する親族が法施行地外に居住するときは、これらの者も法施行地に住所を有しないものとして取り扱うものとされている。

- (1) その者が法施行地外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合
- (2) その者が日本国籍を有せず、又は外国の法令によりその外国に永住する許可を受けている場合で、法施行地において生計を一にする配偶者その他の親族を有しないことその他その者の職業、資産の有無等の状況からして、出国後1年以内に再び法施行地に居住することはないと認められる場合

出国した者が法施行地に住所を有しないものと推定する場合の取扱いについては、所得税においても、同様の推定をすることとされているので、原則として、その取扱いと一致させることが適当であるとされている（通達12）。

6 国家公務員又は地方公務員のみなし住所の適用

所得税においては、国家公務員又は地方公務員については国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなすものとしているが（所法3）、個人住民税については、

これらの者についても、一般と同様に取り扱うものであるから留意することとされている（通達13）。

住民税については、所得税法と異なり、国家公務員と地方公務員について住所をみなす規定がないからである。

7 課税対象所得の範囲

所得割が課される外国人等に係る個人の住民税の課税標準である総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額は、一般の場合と同様に前年中の所得によるものであるが、この場合の課税対象所得の範囲は、所得税法第7条及び第8条の規定の例により、その者が前年において所得税法上の非居住者、非永住者及び非永住者以外の居住者に該当する期間に応じ、それぞれ非居住者である期間については、その期間における所得税法164条に規定する国内源泉所得、非永住者である期間については、その期間における国内源泉所得及びこれ以外の所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの、非永住者以外の居住者である期間については、その期間中におけるすべての期間におけるすべての所得による。

なお、国家公務員又は地方公務員で所得税法3条1項の規定により国内に住所を有するものとみなされたものは、入国前の期間についても非永住者以外の居住者である期間に該当することに留意することとされている（通達14）。

8 課税標準の算定

外国人等に係る個人の住民税の課税標準の算定については、原則として、所得税法22条2項若しくは3項（課税標準）又は165条（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）及び所得税法施行令258条（年の中途で非居住者が居住者となった場合の税額の計算）の規定により所得税の分離課税を受けた所得については、所得税法の取扱いと異なり、他の所得に合算される（通達15、地令7の11、48の5の2）。

非居住者の分離課税の対象とされる所得の取

扱いが所得税との際立った特徴になっている。すなわち、所得税法においては所得の分離課税（源泉徴収）によって課税関係が終了する所得について、地方税法においては、それらも総合課税の対象として住民税を課税するというものである。課税技術上の問題は別として、事例の場合、所得税法の確定申告をしていることから、賦課期日に居住しているとすると、前年分の分離課税された退職所得について住民税が課税されることとなる。

9 租税条約等の特例

(1) 租税条約との関係

外国人等に係る個人の住民税の課税に関しては、地方税法に定めるもののほか、我が国が締結している租税条約の規定等により特別の取扱いをしなければならない場合があることとされている（通達19）。

(2) 内国民待遇

我が国が締結している通商航海条約、租税条約等においては、原則として、租税に関し相互に内国民待遇を与えるべきことを規定しているから、個人の住民税の課税に関しても、課税標準、税率、申告手続、納付方法等について条例等により同様の状況にある日本国民よりも不利な取扱いとなるような規定を定めることはできないこととされている（通達20）。

10 総 括

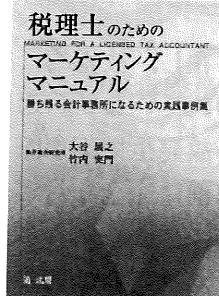
Aは賦課期日に住民登録をしているが、国内に住所を有しているとは認められず、かつ、入国後1年以内に出国し、その者が「法施行地外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合」と認められることから、個人の住民税の納税義務はないものと考える。

税理士のための マーケティング マニュアル

即効く! 使える!
顧問先獲得成功のセオリー

勝ち残る会計事務所になるための実践事例集

大谷 展之 著
竹内 実門 著



A5判・単行本・192頁
定価2,730円(税込)

新規顧客獲得に必要なマーケティングの考え方、
今すぐ実践できる具体的ノウハウを公開!
会計事務所の課題解決、業績アップにつながる1冊です

目次 (抜粋)
I 会計事務所経営とマーケティング
II 会計事務所業界の現状と環境変化
III 会計事務所に求められるマーケティング戦略
IV 顧客獲得のためのマーケティング手法
V 事務所のレベルを高めるポイント

詳細はコチラ → 第一法規

検索

ご注文はWEBからも承ります。

Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 ☎ 107-8560
<http://www.daiichihioki.co.jp>